

滋賀県環境審議会廃棄物部会意見に対する実施計画（平成 29 年度変更案）における対応

- (1) (御意見) 実施計画（平成 29 年度変更案）の 66 頁の 2 の実施予定期間の表現で、支障除去の目標というのは資料のどこに対応しているのか。わかりづらいので、明確に記載すべき。
→ (対応) 目標の記述箇所を表示する。(実施計画（変更案）P.45(3)生活環境保全上達成すべき目標)

実施計画（平成 29 年度変更案）修正前	実施計画（平成 29 年度変更案）修正後
<p>(実施計画（変更案）P. 66)</p> <p>2 実施予定期間</p> <p>対策の実施スケジュールは、表 3-6 のとおりである。平成 35 年 3 月までに支障除去等の目標を達成する。</p> <p>なお、早期に目標を達成した場合には、事業の完了を検討する。</p>	<p>2 実施予定期間</p> <p>対策の実施スケジュールは、表 3-6 のとおりである。平成 35 年 3 月までに支障除去等の目標 <u>(P. 45 「(3)生活環境保全上達成すべき目標」参照)</u> を達成する。</p> <p>なお、早期に目標を達成した場合には、事業の完了を検討する。</p>

(参考) 実施計画 (変更案) P.45

(3) 生活環境保全上達成すべき目標

生活環境保全上達成すべき目標は次のとおりとする。

ア 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと。

イ 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質（塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン等）によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

ウ 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

目標達成状況の判断は次のとおりとする。

i 廃棄物の飛散流出のおそれについては、廃棄物土がすべて 50cm 以上覆土されていることおよび法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であることが確認されれば目標が達成されたと判断する。

ii 地下水への汚染拡散のおそれについては、旧処分場周縁の井戸の地下水水質が 2 年以上連続して地下水環境基準を満足することが確認されれば目標が達成されたと判断する。

iii 硫化水素ガスの悪臭発生のおそれについては、廃棄物土がすべて 50cm 以上覆土されていること、法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること、嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていることならびに旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していることが確認されれば目標が達成されたと判断する。

- (2) (御意見)・実施計画(平成29年度変更案)の67頁の表3-7(2)において、本工事費が5,588百万円となっているが、内訳はどうなっているか。費用としてはここが膨らんでおり内訳を示す必要はないか。
- ・現行計画と変更案で費目名が異なるものがあるので、国が定める表現方法が変わった等の事情がなければ、合わせた方がよいのではないか。
- (対応)本工事の各項目を旧実施計画どおりに記述し、金額については一括りで表記する。

実施計画(平成29年度変更案)修正前			実施計画(平成29年度変更案)修正後		
(実施計画(変更案)P.67) 【二次対策】 表3-7(2) 二次対策概算費用			【二次対策】 表3-7(2) 二次対策概算費用		
区分	費目	事業費 (百万円)	区分	費目	事業費 (百万円)
工事	本工事費	5,588	工事	本工事費(掘削選別埋め戻し)	5,588
	委託料 (廃棄物運搬・処分費)	1,764		本工事費(鉛直遮水壁)	
管理作業費	水処理施設運転・管理費	515		本工事費(底面・側面遮水工)	
	モニタリング費	199		本工事費(新設水処理施設設置等)	
事務費	庁費等	14		本工事費(覆土等)	
合計		8,080	委託費 (廃棄物処理処分)		
※施工監理費は本工事費に含む。			管理作業費	既設・新設水処理施設運転費	515
			事務費	モニタリング費	199
			合計		8,080
			※施工監理費は本工事費に含む。		